

『一高寮歌解説書の落穂拾い』（その九十七）

詠帰会 森下達朗（一高同窓会会友）

『アムール川』の作曲者論争の検証（Ⅲ）

●「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」について

(1) あらまし 東京 共益商社、明治32年6月刊。

陸軍軍楽長永井建子が鼓笛手及び喇叭手による軍楽演奏の教育資料として編纂した楽譜集で、楽典、楽器の分解図、鼓笛・喇叭の練習曲を含む実用書である。本書に軍歌として収録されている曲目は「金鶏勲章」、「凱旋（道は六百八十里）」、「元寇」、「小楠公」、「月下陣」の5曲である。この中の「小楠公」のメロディーが「アムール川」のものと同く似ており、本書が「アムール川」発表の明治34年より2年早く

出版されていることから、平成21年に声楽家の藍川由美によって、「小楠公」が「アムール川」、「ウラルの彼方（征露歌）」、「歩兵の歌」および「メーデー歌」の原曲だと主張されているものである。

（別紙資料…同書所載の軍歌「小楠公」の歌詞と楽譜）

(2) 「其筋ノ允許」 永井は本書の緒言の中で、「世間ニ流布セル軍歌其ノ数多シト雖トモ茲ニ掲載セシモノハ歌曲共ニ其筋ノ允許ヲ得タルモノユヘ軍歌ヲ謡ハントスルモノ必ス先ツ此ヨリ始ムルヲ良トス」と胸を張っている。その根拠を調べてみたところ、前年に教育総監の通報が発せられていたことが判明した。

▼「鼓笛手ノ為メ戸山学校ニテ撰用軍歌」（明治三十一年教育総監ノ通報）

着想高尚ニシテ間接ニ軍人精神ノ涵養ヲ裨ケ節調正確ニシテ律呂ニ協ヒ詞藻優健ニシテ奏者ノ品格ヲ高ムルモノニシテ初テ以テ軍歌トナスヘキナリ今ヤ軍歌ノ撰頗ル多ク其数枚挙ニ暇アララス然レトモ之ヲ軍歌トシテ採用スヘキモノニ至リテハ殆ント稀ナリ茲ヲ以テ鼓笛手ノ為メ戸山学校ニ於テ編作セシ者ト從來襲用セルモノヲ合セ僅カニ左ノ五種ヲ撰用教育セリ此五曲モ亦我軍歌トシテハ固ヨリ批難スヘキ点ナキニアラスト雖トモ現在詞曲中ノ秀逸ナルナルモノナレハ将来各隊ニ於テモ専ラ之ヲ唱用セシメラレンコトヲ望ム尚自今漸次改良補填シテ適切直正ノ軍歌ヲ大成セントス故ニ各隊適良ノ作歌アラバ予メ当部ニ送付セラレタシ当部ハ歌詞作曲共ニ十分ノ推叩修正ヲ行ヒ以テ益軍樂ノ發達ヲ図リ各隊ノ奏樂ヲシテ愈高尚優健ノ域ニ躋セ軍隊教育ニ裨益スル處アラシメントス

教育総監 寺内正毅

軍歌 「元寇」、「金鶏勲章」、「凱旋」、「月下陣」、「小楠公を詠ずるの歌」（全歌詞を掲載）

右の内容から見ると、「其筋ノ允許ヲ得タルモノ」というのは、実は、永井建子を中心とする陸軍戸山学校側の撰曲を、教育総監側が事実上追認したものと推定される。なお、「元寇」、「金鶏勲章」、「凱旋」、「月下陣」の4曲は、「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」にそのまま採録されているが、「小楠公を詠ずるの歌」については、「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」に採録された「小楠公」の歌詞の元唄とみられるもの、もともと別の曲がつけられており明治32年の「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」までの間に永井が歌詞及び曲に変更を加えた経緯は未詳である。



(3) 作曲者 「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」の奥付には永井建子著と記載されているが、楽曲については作詞者・作曲者の記載はなく、「小楠公」が永井の作曲であるとは即断できない。収録された軍歌5曲について判明している作詞者・作曲者は次の通りである。

▼「金鵝勲章」——菟道春千代作詞、山本鏡三郎作曲

▼「凱旋」——石黒行平作詞、永井建子作曲

▼「元寇」——永井建子作詞、永井建子作曲

▼「小楠公」——作詞者・作曲者とも不明。

後述の如く、歌詞については、竹内節(隆信)編「新体詩歌」(明16)所載の「小楠公を詠ずるの詩」が元唄と推定される。作曲については、永井建子の作と決めこんだ所論が多いが、検証が必ず要である。

▼「月下陣」——永井建子作詞、ベッリーニ作曲、永井建子撰曲。

近年の軍歌関係の文献では永井建子作曲としているものが多い。混乱の原因を作ったのは戦前戦後の楽壇に大きな影響力を持っていた堀内敬三が、ベッリーニ作曲だと承知しながら、「永井楽長の作といってもよいようなもの」との解説をつけたためだとされる。

(4) 永井建子の職名 本書の著者永井建子の肩書は「陸軍軍楽長」と表示されているが、これを「陸軍軍楽隊長」と混同している文献が散見される。明治32年12月は陸軍軍楽学校の編制が改正され、それまでの「一等軍楽長」は「楽長」に、「二等軍楽長」は「楽長補」に、「軍楽次長」は「一等軍楽手」に、それぞれ呼称が変更された。本書発行当時「二等軍楽長」であった永井建子の職名は、「楽長補」に変更された。永井が陸軍戸山学校軍楽隊長の職に就いたのは、仏国留学から帰国したのちの明治39年のことである。

### ●軍歌「小楠公」について

(1) あらまし タイトルに「小楠公」を冠した軍歌は明治期に多く作られた。昭和期のレコードを含めると、二ケタに達する。

①『小楠公を詠ずるの歌』作者未詳、明19「新撰軍歌抄」大庭景陽編

「嗚呼正成よ正成よ 公の逝去のこのかたは

黒雲四方に塞がりて 月日も為に光なく

悪魔は天下を横行し 下を虐げ上をさへ……」(各行七五の上句・下句からなる3行10連の歌)

\*1 歌詞の初出は、「新体詩歌第四集」竹内隆信編(明治15—16年)。

\*2 明22「撰曲唱歌集」(四竈訥治撰曲)には「正成」の題で収録されている(楽譜付、作曲者不明)。

\*3 昭7「明治回顧童謡唱歌名曲選」(堀内敬三編著)には「小楠公」の題で収録され、右の「正成」の譜を作曲者不明として掲載しているが、⑤の「小楠公」の譜(永井建子作?)とは別物である。

②『小楠公決死の歌』橋本謙作 作歌、明19「新撰軍歌抄」大庭景陽編

「正平四年正行は 芳野の皇居に参内し ……」

③『小楠公』明21「新撰軍歌」東京 小林虎吉版

「嗟正成は死ぬるとも 一子を遺す君がため……」

④『小楠公』菟道春千代作歌、永井建子作曲 明27・3 雅学協会(楽譜あり)

「時しも御代は正平の 三年の春のはじめにて……」

⑤『小楠公』永井建子作曲(?), 明32「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」共益商社

「楠の大木の枯れしより 黒雲四方に塞がりて

月日も為に光なく 悪魔は天下を横行し……」

⑥『小楠公の歌』宮西惟助作歌、宮島慎三郎作曲、明34東京 文寶堂書店

⑦『小楠公』明36「新教育唱歌」小出雷吉篇、東京 十字屋

「花は桜木、桜井の 駅の教を守りつつ……」(楽譜あり)

⑧『小楠公』明39「銀笛独習」東京 共盟館

歌詞は⑤と同じだが、曲譜(数字譜)は全く異なる。

作詞者・作曲者とも表示されていない。

⑨『小楠公』昭12テイチク 島田磐也作詞、古賀政男作曲、菅原都々子歌

「菊水の旗 風に哭き 暮れゆく空に杜鵑鳴く……」

⑩『小楠公』昭18「国民学校初等科音楽三」、文部省 (作詞者・作曲者不詳)

「梅雨の晴れ間の桜井に 別れし父の面影を……」

なお戦後には、島倉千代子の『ああ小楠公』(昭35)や小林幸子の『小楠公』(昭40)のレコードも出ている。

(2)「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」の軍歌「小楠公」

「鼓笛喇叭軍歌実用新譜」所載の軍歌「小楠公」の歌詞を検証してみると、永井建子は、元歌と目される「小楠公を詠ずるの歌」について、冒頭の二句をはじめとして、全体で二十数か所の表現に好きなように手を加えた上で、30行から27行に改変しているが、その必然性については理解しがたい。永井建子自身が作曲した「小楠公」という曲が別に存在すること(前出④)、さらに元歌の「小楠公を詠ずるの歌」には別の曲譜が存在すること(前出①)などを勘案すれば、永井が「小楠公」というタイトルの軍歌を新たに作ることに正面から取り組んだと考えるのは無理がある。

「小楠公」の歌詞の添書きに、「本曲譜は七五調にて作りたる長編の軍歌にして未だ曲なきものには此句節にて謡はしむるの作意なれば爰には小楠公の一編を藉り其名称となす。」とあるが、これをどう読むべきか。軍隊の行進に際して「七五調の長編軍歌で曲がないもの」を歌わせるためのフォーマットとするのが目的である。此句節にて謡はしむる」が難解である。「このふしで歌わせる」と解する向きが多いが、あえて異論を提起したい。もしそうであるなら、音楽書であるからには、「旋律」、「メロディー」、「曲譜」、「譜」等の用語を使うところであろう。「句節」という語は辞書にも見えないが、句も節も文のくぎりを意味することから、長編の軍歌の歌詞をどのように区切って歌うかという趣旨だと考えてはどうか。この歌では、「アムール川」と違って、「七五、七五」の二行をくりかえしたあと次の「七五」を歌う(ABABCD)という構成になっている。この歌い方に従えば、七五調の軍歌であれば長さを問わず利用でき、曲の途中のどこで行進が終わっても収まりがいいことになる。なお曲譜の添書きには「七五調歌詞にて曲なき長編軍歌は此節にて謡ふべし」とあるが、この趣旨も同様に解することができよう。

次に、「爰には小楠公の一編を藉り其名称となす。」の意味であるが、「小楠公」という独立の軍歌があるという認識ではなく、行進用に用意した曲譜(ABABCD)に合う歌詞として便宜的に「小楠公」の歌詞を借用して名称とした」という趣旨であろう。

そうしたこともあってか、この歌は一人前の軍歌として扱われた形跡はなく、管見では、その後の軍歌集にも掲載されていないし、現実には陸軍の中で歌われたとの記録も見つかっていない。平成21年に藍川由美が指摘するまで誰も気づかなかったほど知られていなかったし、あれだけ「アムール川」の永井建子作曲説を主張していた堀内敏三さえ知らなかったのは不可解なことである。

「アムール川」と「小楠公」のメロディーの比較については機会を改めることとしたい。

以上

③

(平成三十年七月二日)



軍歌 小楠公

本曲譜は七五調にて作りたる長編の軍歌にして未だ曲なきものには此句節にて詠はしむるの作意なれば爰には小楠公の一編を添り其名稱となす

楠の大木の枯しより  
月日も爲に光なく  
下を唐け上をさへ  
吹さ来る風は腥いさく  
芳野の山に春來れど  
君が大御代千代くと  
あはれ孰れの時ならん

黒雲四方に塞がりて  
惡魔は天下を横行し  
あなどり果て上とせす  
人馬の音は絶間なく  
花を尋ぬる人もなし  
囀る鳥の聲聞くは  
なげかはしきの至なり

嗚呼大君の御ために  
この世の塵を打拂ふ  
遠くあなたを見渡せば  
大空高く屹立し  
見ゆる菊水其旗は  
父の賜ひしこの刀  
賊の首を斬んため  
國の仇なり父のあだ  
攘は来る夏の蠅  
熱々思ひめぐらせば  
若も病に冒されて

振ひ起りてけがれたる  
忠義の人はあらざるか  
金剛山は巍峨として  
繁る林の木の間より  
實にこゝ國の實なり  
腹をされどの爲ならず  
不俱戴天の彼賊は  
斬て捨ずに置べきか  
頃は正平戊子の春  
頼に難き人の身ず  
空しく失る事あらば

不忠不孝となり果ひ  
あはれ此世の思ひ出に  
生て歸れのみことのり  
書さ殘したる梓弓  
誓し者は百餘人  
ものどもせず斬捲り  
楠の若木倒れけり  
鄙の端なる賤の女も  
響るうの名は香しく

討死するは此時ぞ  
君の御影を拜すれば  
何と奉答申すべき  
引きてかへらぬ赤心を  
雲霞の如き大軍を  
君の方をば枕して  
都大路の童へも  
忠臣孝子の鑑ふと  
天地と共に傳ふなり

小楠公

七五調歌詞にて曲なき長編軍歌は此節にて詠ふべし



リククと  
ヨホサレ  
シリク  
レカマ  
カハナ  
キニハ  
ヲめセ  
オカヤ  
ノハル  
スキキ  
クツフ  
シヨ  
(以下略)



テシク  
リウチ  
ガキマ  
サウエ  
フセタ  
ニカハ  
モント  
ヨテヲ  
クアジ  
ハ



ヘト  
サヨ  
カチ  
カチ  
シハ  
ヲガ  
シ



ズハ  
セク  
ミエ  
カコ  
テア  
ハト  
ドリ  
アハ

小楠公

七五調歌詞にて曲なき長編軍歌は此節にて詠ふべし



リククと  
ヨホサレ  
シリク  
レカマ  
カハナ  
キニハ  
ヲめセ  
オカヤ  
ノハル  
スキキ  
クツフ  
シヨ  
(以下略)



テシク  
リウチ  
ガキマ  
サウエ  
フセタ  
ニカハ  
モント  
ヨテヲ  
クアジ  
ハ



ヘト  
サヨ  
カチ  
カチ  
シハ  
ヲガ  
シ



ズハ  
セク  
ミエ  
カコ  
テア  
ハト  
ドリ  
アハ